

伊勢市公報

第389号
令和4年1月20日
木曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 伊勢市の花・木・鳥の制定について	4
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	5
○ 市道の路線の認定について	7
○ 道路の区域の決定について	8
○ 道路の供用開始について	9
○ 地縁団体の認可について	10
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	12
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	13
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	14
公 告	
○ 公示送達	15
○ 森林整備計画の案の縦覧について	16

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第1号

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則（平成17年伊勢市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号利用法総務省令」という。）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「番号利用法主務省令」という。）」に改める。

第18条第2項中「番号利用法総務省令」を「番号利用法主務省令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第1号

伊勢市の花・木・鳥の制定について

令和4年1月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市の花・木・鳥を次のとおり定める。

市の花 ジングウツツジ

市の木 オヤネザクラ

市の鳥 イソヒヨドリ

伊勢市告示第2号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成25年伊勢市条例第19号)第12条第2項及び第13条第2項並びに第14条第1項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年1月7日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和3年12月16日 午前9時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	3台
〃	令和3年12月16日 午前10時30分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	13台
〃	〃	宮町駅駐輪場 (伊勢市御薊町高向地内)	1台
計			17台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 3 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣明野令 3 - 8 号線	小俣町明野 292 番 18 地先		
	小俣町明野 372 番 1 地先		
小俣明野令 3 - 9 号線	小俣町明野 1525 番 10 地先		
	小俣町明野 1525 番 15 地先		
湯田令 3 - 10 号線	小俣町湯田 1563 番 3 地先		
	小俣町湯田 1563 番 3 地先		

伊勢市告示第4号

道路の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年1月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣明野令3-8号線	6.0～13.1	47.4
市道	小俣明野令3-9号線	6.0～13.5	87.3
市道	湯田令3-10号線	6.0～14.7	119.4

伊勢市告示第5号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年1月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣明野令3-8号線	小俣町明野 292番18地先 小俣町明野 372番1地先	令和4年1月12日
小俣明野令3-9号線	小俣町明野 1525番10地先 小俣町明野 1525番15地先	令和4年1月12日
湯田令3-10号線	小俣町湯田 1563番3地先 小俣町湯田 1563番3地先	令和4年1月12日

伊勢市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和4年1月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

六軒屋自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親和と福祉の増進につとめ、区内自治の繁栄をはかる事を目的とする。

3 区域

本会の区域は、伊勢市小俣町相合759番地1から766番地1まで、768番地1から937番地3まで、939番地1から940番地まで、965番地1、1000番地1から1345番地2まで及び小俣町湯田447番地から448番地2までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

折 戸 優

伊勢市小俣町相合1136番地2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

令和 4 年 1 月 11 日

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和4年1月12日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和4年1月19日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第1号 令和4年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異
動方針について
議案第2号 奨学生の決定について

伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第193回総会を次のとおり招集します。

令和4年1月7日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和4年1月14日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明願について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 1 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
103	大西水道	伊勢市船江 4 丁目 4 番 22 号	令和 3 年 12 月 24 日

伊勢市公告第 1 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度国民健康保険料納入通知書及び令和 3 年度（過年度令和 2 年度分）国民健康保険料通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 1 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 2 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定により伊勢市森林整備計画を変更したいので、同条第 4 項において準用する同法第 10 条の 5 第 7 項において読み替えて準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該伊勢市森林整備計画変更の案を縦覧に供します。

なお、伊勢市森林整備計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、伊勢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 4 年 1 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 令和 4 年 1 月 14 日

至 令和 4 年 2 月 14 日

2 縦覧場所

伊勢市産業観光部農林水産課